

道 標 (みちしるべ) 第 57 号 校長 稲垣 達也

平成 22 年 6 月 23 日

出張 (研修等を含む) 時の勤務時間の考え方

1 通常の勤務の時

勤務時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間以上の休憩時間を、それぞれ勤務時間の途中に置かなければならない。(勤務時間等・・条例 第七条)

例1 本校の通常の割振り (教員の例)	8:15	15:45	16:30	16:45
	勤務		休憩	勤務
例2 認められない例	8:15	16:00	16:45	
	勤務		休憩	

2 出張の時

職員が勤務時間の全部又は一部について通常の勤務場所以外で勤務した場合において、勤務時間を算定し難いときは、正規の勤務時間勤務したものとみなす。(勤務時間等・・施行規則 第三条)

例3 会議時間 15:00-16:45 移動時間 15分程度	8:15	14:00	14:45	15:00	16:45			
	勤務	休憩	移動	会議				
例4 会議時間 14:30-15:45 市教委の見解	8:15	14:30	15:45	16:30	16:45			
	勤務	会議	休憩	勤務				
例 4-1 例4の本校の判断 移動時間 15分程度	8:15	14:00	14:15	14:30	15:45	16:00	16:30	16:45
	勤務	休憩	移動	会議	移動	休憩	勤務	
例 4-2 例4の認められない例	8:15	14:15	14:30	15:45	16:00	16:45		
	勤務	移動	会議	移動	休憩			
例5 会議時間 14:00-16:00 移動時間 45分程度	8:15	12:30	13:15	14:00	16:00	16:45		
	勤務	休憩	移動	会議	移動			
例6 会議時間 9:00-17:00 移動時間 45分程度	8:30	9:00	17:00					
	移動	会議(中に休憩を挟む)						
例7 会議時間 13:00-17:00 移動時間 45分程度	8:30	11:30	12:15	13:00	17:00			
	勤務	移動	休憩	会議				

3 宿泊を伴う行事の時

通常の勤務場所以外で勤務した場合であっても、明確に勤務時間を算定しうる場合は、みなし規定は適用にならない。したがって、明確な証明をもって勤務時間を算定しうる場合は、その時間は超過勤務時間となる。但し、教育職員の超過勤務については、いわゆる超勤 4 項目に掲げる業務に限定される。

(学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び同条例施行規則の解釈及び運用について 第二)

ちなみに、今年度は、市教委の出張等は、15:45-16:30 の休憩を入れる例4のパターンでいくそうです。

都教委の出張等は、例3、例5、例6、例7のパターンです。

ただし、市教委も、今年度の授業改善研の2回目の全体会は、例3にする予定だそうです。

また、上記の例示は、あくまでも基本例に過ぎず、様々な割り振りが考えられると思います。

なお、上記の都の条例、規則、解釈及び運用は、労働基準法に基づいていることは言うまでもありません。